

## 競争入札等に参加する者に必要な資格要領

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、町が発注する工事又は製造の請負、工事に係る測量、調査、設計又は監理（以下「建設業関連業務」という。）の委託、物品の調達及び役務の提供に係る競争入札参加者に必要な資格を次のように定める。

### 第 1 建設工事の請負契約に係る競争入札参加者に必要な資格

#### 1 競争入札等参加資格の申請に必要な要件

競争入札等参加資格（以下「資格」という。）の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

(1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 27 条の 29 第 1 項に基づく総合評価値を請求していること。

(2) 1 年以上引き続き営業を行っていること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、被承継者の営業期間を通算する。

ア 相続人が営業施設を相続し、その営業を承継したとき。

イ 個人営業者が会社を設立し、これにその営業権を譲渡し、その会社の代表者に就任し、現にその任にあるとき。

ウ 会社が解散し、会社の代表者がその営業を譲り受け、個人営業者となったとき。

エ 会社の合併があったとき。

オ 会社の分割によりその営業を承継したとき。

カ 会社が組織を変更し、他の種の会社となったとき。

キ その他前営業者の営業と同一性をもって、包括的に営業を承継したと町長が認めるとき。

#### 2 資格審査の実施

資格審査は、2 年に 1 回行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができる。

#### 3 資格審査の申請

資格審査の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は南伊豆町競争入札等参加資格申請書（以下「申請書」という。）を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

#### 4 資格の認定

資格は、申請書に基づいて審査し、法第2条第1項に定める建設工事の種別ごとに認定する。

(1) 客観的事項（経営事項審査の各項目）

(2) 主観的事項（工事实績・成績）

#### 5 資格の有効期間

4の規定により認定された資格の有効期間は、当該年4月1日から翌々年3月31日までとする。

#### 6 廃業等の届出

申請書又は承継申請書を提出した者が、次のいずれかに該当することとなったとき、それぞれに掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

(1) 死亡したとき その相続人

(2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者

(3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人

(4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その精算人

(5) 廃業したとき 本人又は役員

#### 7 変更の届出

申請書又は承継申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

(1) 商号又は名称

(2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス

(3) 代表者

(4) 許可を受けた建設業の区分

- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人（契約に関する権限等を委任している場合）
- (7) 使用印鑑

## 8 資格の認定の取消し等

町長は、有資格者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者又は法第 12 条各号のいずれかに掲げる者にその旨を通知するものとする。

- (1) 施行令第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）に該当することとなった者
- (2) 法第 3 条第 3 項の規定によりその許可について効力を失うこととなった者
- (3) 法第 29 条の規定により、建設業の許可を取り消された者
- (4) 納税の義務を果たせない者

## 第 2 建設業関連業務の委託に係る競争入札参加者に必要な資格

### 1 資格の申請に必要な要件

資格の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とする登録等を有する者であること。
- (2) 第 1 の 1 (2) に規定する要件を満たす者であること。

### 2 資格審査の実施

資格審査は、2 年に 1 回行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができる。

### 3 資格審査の申請

申請者は申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

### 4 業務区分

- (1) 測量

- (2) 建築関係建設コンサルタント業務
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償関係コンサルタント業務
- (6) その他町長が定める業務

## 5 資格の認定

資格は、申請書に基づいて、次に掲げる項目を審査し、希望業種区分ごとに認定する。

- (1) 業種区分別の直前2年の年間平均実績高
- (2) 自己資本の額
- (3) 職員の数
- (4) 営業年数

## 6 資格の有効期間

5の規定により認定された資格の有効期間は、当該年4月1日から翌々年3月31日までとする。

## 7 廃業等の届出

申請書又は承継申請書を提出した者が、次のいずれかに該当することとなったときは、それぞれに掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その精算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

## 8 変更の届出

申請書又は承継申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称

- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 登録等を受けている事業
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人（契約に関する権限等を委任している場合）
- (7) 使用印鑑

#### 9 資格の認定の取消し等

町長は、有資格者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

- (1) 令第167条の4（第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有さなくなった者
- (3) 納税の義務を果たせない者

### 第3 物品の製造の請負若しくは調達又は役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格

#### 1 競争入札参加資格の申請に必要な要件

資格の申請をすることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 営業に関し法律上必要とする登録等を有する者であること。
- (2) 第1の1(2)に規定する要件を満たす者であること。

#### 2 資格審査の実施

資格審査は、2年に1回行うものとする。ただし、町長が必要と認めるときは、随時の審査を行うことができる。

#### 3 資格審査の申請

申請者は申請書を提出するものとし、その時期、方法その他必要な事項は、別に定める。

#### 4 資格の認定

資格は、申請書に基づいて次に掲げる項目を審査し、認定する。

- (1) 販売等の年間実績高
- (2) 職員の数
- (3) 営業年数

#### 5 資格の有効期間

4の規定により認定された資格の有効期間は、当該年4月1日から翌々年3月31日までとする。

#### 6 廃業等の届出

申請書又は承継申請書を提出した者が、次のいずれかに該当することとなったときは、それぞれに掲げる者は、速やかにその旨を届け出なければならない。

- (1) 有資格者が死亡したとき その相続人
- (2) 法人が合併により消滅したとき その役員であった者
- (3) 法人が破産により解散したとき 破産管財人
- (4) 法人が合併又は破産以外の事由により解散したとき その精算人
- (5) 廃業したとき 本人又は役員

#### 7 変更の届出

申請書又は継承申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、速やかにその旨を届け出るものとし、その方法その他必要な事項は、別に定める。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所、電話番号、ファクシミリ番号及びメールアドレス
- (3) 代表者
- (4) 登録等を受けている事業
- (5) 組織（有限会社から株式会社への変更等）
- (6) 営業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、メールアドレス及び代理人（契約に関する権限等を委任している場合）
- (7) 使用印鑑

#### 8 資格の認定の取消し等

町長は、有資格者が次のいずれかに該当する者となったとき又は不正の手段により資格の認定を受けたと認められるときは、資格の認定を取り消し、当該有資格業者にその旨を通知するものとする。

- (1) 令第 167 条の 4（第 167 条の 11 第 1 項の規定により準用する場合を含む。）に該当することとなった者
- (2) 営業に関し法律上必要とする登録等を有さなくなった者
- (3) 納税の義務を果たせない者

#### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。